

# コロナ5類になるとどう変わる！

## 今春に5類移行で検討を

岸田総理大臣は、20日、総理大臣官邸で、加藤厚生労働大臣、後藤新型コロナ対策担当大臣と会談しました。



会談では、新型コロナが感染症法で行動制限などの厳しい措置がとれる「2類相当」に位置づけられていることについて感染者数の減少も踏まえ、今後の対応を協議しました。

そして、岸田総理大臣は、新型コロナの位置づけを、原則としてことしの春に、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方向で検討を進めるよう、加藤厚生労働大臣らに指示しました。

## 分類見直し後は

新型コロナの感染症法上の位置づけについて、国は第6波以降のオミクロン株は従来株と比べて重症化率が低い傾向にあったことやオミクロン株に対応したワクチン接種が開始されたことなどを受け、去年から季節性インフルエンザと同じ5類への引き下げも含め、見直しに向けた議論を行ってきました。

感染症法上の分類			NHK
1類	エボラ出血熱・ペスト	など	新型コロナ「2類相当」 ↓ 今週にも移行を目指す方針
2類	結核・SARS	など	
3類	コレラ・腸チフス	など	
4類	サル痘・黄熱・狂犬病	など	
5類	季節性インフルエンザ・梅毒	など	

ただ、厚生労働省の専門家会合では、新型コロナはインフルエンザと同等と判断できる条件を現時点で満たしていないとする指摘も出ていました。

今後、分類を5類に変える場合厚生労働省は専門家で作る感染症部会にはかったうえで省令改正を行う必要があります。

厚生労働省は来週から感染症部会を開き、現在の感染状況をみたくうえで、5類へ移行する具体的な時期など見直しの方向性を判断していくことにしています。

そして2月以降、医療費の公費負担や、医療提供体制のあり方などについて、具体的な議論を詰めていくことにしています。

## 医療体制や公費負担はどう変わる？

新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、現在の2類相当から5類に見直す議論では、医療体制や公費負担をどうするのが今後、焦点となります。

新型コロナ 分類見直し <span style="float: right;">NHK</span>		
	2類相当	5類
入院	感染症指定医療機関や都道府県が認めた医療機関	限定なし
費用	公費負担	原則自己負担
行動制限	あり	なし
患者数	全数報告	定点報告

### 課題（1）医療体制

現在、「2類」以上の強い感染防止策がとれる「新型インフルエンザ等感染症」に分類され、入院できるのが感染症指定医療機関や、都道府県が認めた医療機関に限られているほか、感染力の強さから院内での感染対策をとった発熱外来での診察を促すため、設置した医療機関には診療報酬の加算が行われています。

5類になれば医療機関を限定する法的根拠がなくなり、一般の医療機関でも入院の受け入れや診察ができることになり、医療のひっ迫が軽減されると期待されています。

しかし、新たに患者を受け入れる医療機関には院内での感染リスクを減らす対応が求められ、感染対策が不十分な場合など、実際には患者を受け入れることができない医療機関が出てくることも懸念されています。

また、病床確保の費用や院内感染対策など国が自治体や医療機関に行っている財政支援を継続するかどうかも焦点となっています。

このほか、現在、保健所などが行っている入院調整がどうなるのかも焦点となっています。

### 課題（2）医療費など公費負担

入院や検査の費用については現在、感染症法の規定で、公費で負担されています。

また、外来診療にかかる費用や治療薬代なども予算措置で公費負担されています。今後、5類になった場合、原則は入院や検査の費用は保険適用以外の費用が自己負担になります。

さらに外来診療の費用などの公費負担も減らすことになれば、高額な治療薬の代金を患者が負担することになるほか、受診控えから感染発覚や治療が遅れてしまうケースも懸念されています。

このため、当面、公費負担を継続する案が出ています。

### 課題（3）行動制限

患者への入院勧告や、患者や濃厚接触者への行動制限も感染症法の分類に基づいて行われていて、感染拡大当初から段階的に緩和され、現在、入院勧告は高齢者などに重点化されています。

また、行動制限も患者は最大7日間、濃厚接触者は家庭内などに限定したうえで最大5日間に短縮されています。

5類に見直された場合、原則は入院勧告や行動制限ができなくなるため、医療従事者などが家族などの濃厚接触者となって出勤できなくなるケースなどが無くなると期待されています。

一方で、感染した場合には周囲に広げないように行動することを国民に周知し実践してもらうことが求められます。

#### **課題（4）ワクチン公的接種**

新型コロナのワクチンは、「まん延予防上緊急の必要がある」として、予防接種法の「特例臨時接種」として無料での接種が進められてきました。厚生労働省は分類の見直しと平行して、「まん延予防上緊急の必要がある」という理由が引き続き該当するかどうか専門家で作る分科会で議論を行っていて今年度中に無料接種を続けるか、対象者をどうするかについて結論を示すことにしています。

#### **課題（5）感染者の把握**

現在の2類相当で医療機関や保健所には国に患者の全数報告が求められていますが、5類になると原則は基幹病院からの定点報告に変更されます。

#### **課題（6）マスク**

国は現在、屋内では距離が確保できていて会話をほとんどしない場合を除いてマスクの着用を推奨しています。

しかし、分類の見直しにあわせ、マスクの着用についても推奨するのは症状があって感染させるリスクのある人などに限定し、原則、不要とする案で見直しを検討しています。ただ、専門家から、マスクは感染防止対策として重要で、慎重に検討すべきだという意見もあり、今後、方針や時期などを協議していくことにしています。